

藤沢市子どもの学習・生活支援事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、生活困窮世帯の中学生、高校生を対象とした学習支援業務を委託するにあたり、業務全般に関して最も適切な企画力、技術力、実施体制、実績を持った業者をプロポーザル方式により選定するために定めるものです。

1 事業の概要

(1) 業務名

藤沢市子どもの学習・生活支援事業業務委託

(2) 業務の目的

本事業は、生活困窮世帯及び生活保護世帯の子どもを対象とし、基礎学力の向上のための学習支援、居場所づくり及び保護者を含めた生活習慣、育成環境の改善に関する支援を行うことで、子どもの社会的自立を促し、高等学校への進学・卒業を支援するとともに社会的自立を促し、貧困の連鎖を防ぐことを目的として実施します。

なお、本事業は平成27年度から施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく事業として実施するものであり、地域全体で包括的な支援体制の構築を図るための取り組みです。

(3) 業務内容

- ア 学習支援（生活困窮世帯の中学生、高校生を対象とした学習支援）
- イ 進学支援（受験や進学に関する情報提供、相談支援）
- ウ 修学支援（子どもに対する支援：学校生活を順調に送るための生活・家庭学習等に関する助言、居場所づくり。保護者に対する支援：子どもへの教育の必要性、食生活や衛生環境の改善、子どもとの接し方に関する助言や必要に応じた情報提供等の支援）
- エ 登校等支援（学校や支援機関への付き添いや、関係機関とのカンファレンスへの参加、高校入試関連の校外活動等への同行支援）

※ただし、御所見地区に関してはア、イ、ウのみとする。

(4) 地区区分（参考資料1をご参照ください。）

- ア 北部地区（遠藤・長後・湘南台・六会）
- イ 東部地区（善行・藤沢・村岡・鵜沼・片瀬）
- ウ 西部地区（湘南大庭・明治・辻堂）
- エ 御所見地区

(5) 委託期間

2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで

で

※ただし、業務継続による計画的な支援を実現する観点から、本契約期間の受託者による実績が良好である場合、当該受託者との間で、2031年（令和13年）3月31日まで、年度ごとの更新による随意契約を行う可能性があります。

（6）発注者及び提案募集事務局

ア 発注者 藤沢市長 鈴木 恒夫

イ 提案募集事務局

藤沢市 福祉部 地域福祉推進課 福祉総合相談支援センター

所在地：〒251-8601

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎2階

電話：0466（50）3533（直通）

メールアドレス：fj-kyousei@city.fujisawa.lg.jp

担当：田代、小林

2 応募資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という）は、次に掲げる条件を全て満たす事業者とします。

- （1）北部地区、東部地区、西部地区については、藤沢市内に事務所を有する法人であること。

御所見地区については、事務所が委託者の所在地（藤沢市朝日町1番地の1）から在来鉄道または乗用自動車使用により2時間以内に到達可能な場所にあること。

- （2）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体もしくは藤沢市暴力団排除条例第2条第2号から第5号に規定する暴力団等及びそれらと密接な関係を有すると認められる者でないこと。

- （3）地方自治法施行令第167条の4（以下、「政令」という）に該当しない者であること。

※参考

地方自治法施行令第167条の4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- （4）公告をした日以後、藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている者並びに指名停止の措置要件に該当する者でない

いこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと（会社更生法にあっては再生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く）。
- (6) 納税義務のある各種税金の滞納がない者であること。

3 スケジュール

事業者選定までの事務手順は次のとおりとします。なお、審査日等の日程が変更になる場合は、提案募集事務局から参加表明者に連絡をします。

公募期間 参加表明の締め切り	2026年（令和8年）1月6日（火）午前9時 ～2026年（令和8年）1月20日（火）午後5時
実施要領等への質問 受付期間	2026年（令和8年）1月6日（火）午前9時 ～2026年（令和8年）1月20日（火）午後5時
質問に対する回答	2026年（令和8年）1月26日（月）午後5時までに市ホームページ上で全ての質問と回答を公表
プレゼンテーション 参加可否決定	2026年（令和8年）1月27日（火）までに市が通知を送付
企画提案書等の提出 期間	2026年（令和8年）1月27日（火）午前9時 ～2026年（令和8年）2月3日（火）午後5時
プレゼンテーション・ヒアリング審査	2026年（令和8年）2月10日（火）の市が指定する概ね35分間（予定）
最終選定結果の通知	2026年（令和8年）2月19日（木）までに市が通知を送付

4 参加表明

本事業に参加を表明する事業者は、「2 応募資格」を確認の上、次の書類を提出してください。なお、本事業は「1 事業の概要（4）地区区分アからエ」の地区ごとの募集となります。複数地区に参加表明をすることは差し支えないものとしますが、参加表明書を提出する際は、事業の実施を希望する「地区名」及び「優先順位」を必ず記載してください。

(1) 提出書類

- ア 藤沢市子どもの学習・生活支援事業参加表明書（様式1）：1部
イ 法人の事業概要がわかる会社案内等の資料：1部
ウ 法人の定款及び規約等：原本1部、写し10部

- エ 直近2年度分の事業報告書及び財務諸表：原本1部、写し10部
オ 納税証明書（法人税、法人事業税、消費税・地方消費税、固定資産税（該当する場合のみ））：各1部

提出日から3か月以内に発行されたもの。原本、写しどちらでも可。なお、その税額が0円又は課税されない場合は、その旨がわかる証明書を提出すること。

（2）提出場所及び提出方法

ア 受付期間

2026年（令和8年）1月6日（火）から同年1月20日（火）までの開庁日（土日祝日を除く）のうち、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）（郵送の場合は同年1月20日（火）必着）。

イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参または郵送により提出してください。なお、郵送での提出の場合は、封筒の表面に「藤沢市子どもの学習・生活支援事業業務委託参加表明書在中」と朱書きし、「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかの方法で郵送してください。

5 質問及び回答

本要領、仕様書に関して質問がある場合には質問書（様式2）を提出してください。

（1）受付期間

2026年（令和8年）1月6日（火）から同年1月20日（火）までの開庁日（土日祝日を除く）のうち、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）。

（2）提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参またはEメールにより提出してください。なお、Eメールで提出の場合は、メールのタイトルを「藤沢市子どもの学習・生活支援事業業務委託プロポーザル質問書」とし、Eメール送信後（午後5時を過ぎた場合は翌開庁日の9時以降）に提案募集事務局へ電話で連絡をしてください。

（3）質問への回答

2026年（令和8年）1月26日（月）午後5時までに市ホームページ上に質問と回答を公表します。

6 プレゼンテーション参加可否決定

「4 参加表明」により期日までに参加表明書（様式1）の提出があった事

業者に対し、２０２６年（令和８年）１月２７日（火）までにプレゼンテーション参加可否の通知を市が発送します。

７ 企画提案書の提出

プレゼンテーション参加決定の通知があった事業者は、以下の書類一式を提出してください。

（１）提出書類

ア 企画提案書（任意様式）：原本１部、写し１０部

企画提案書作成要領に基づき作成したもの

イ 人員配置計画（様式３）：原本１部、写し１０部（※）

ウ 事業費積算書（様式４）：原本１部、写し１０部（※）

※複数地区に参加表明の場合には、アについては原則１部。なお、御所見地区については、別途作成してください。イ及びウについては地区ごとに提出が必要です。詳細については、プレゼンテーション参加可否決定通知内でお知らせします。

（２）提出期間

２０２６年（令和８年）１月２７日（火）から同年２月３日（火）までの開庁日（土日祝日を除く）午前９時から午後５時まで（正午から午後１時を除く）。郵送の場合は同年２月３日（火）必着。

（３）提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参または郵送により提出してください。なお、郵送での提出の場合は、封筒の表面に「藤沢市子どもの学習・生活支援事業業務委託企画提案書在中」と朱書きし、「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかの方法で郵送してください。

８ 予算額の上限

次の予算額を上限に、企画提案書一式を作成してください（１カ所あたりの予算額の上限を超えた場合は失格とします。）

業務内容の変更、社会情勢の変化による人件費・備品等を除き、原則として委託料の増額は認められません。

（１）北部、西部及び東部地区 各 ７，０７７，８００円（消費税及び地方消費税を含む。）

（２）御所見地区 ４，１９４，１００円（消費税及び地方消費税を含む。）

９ プレゼンテーション・ヒアリング審査

（１）実施日時 ２０２６年（令和８年）２月１０日（火）（予定）

※実施日時及び実施場所については、プレゼンテーション参加決定通知とともに通知します。

- (2) 時間配分は、各団体概ね35分間（プレゼンテーション20分、ヒアリング15分）。

※団体の入れ替え時間、準備時間は含みません。

- (3) 当日のプレゼンテーションでは、提出した企画提案書以外の内容をプレゼンテーションしないものとします。パワーポイント等は使用せず、事前に提出した企画提案書等の資料をもとにプレゼンテーションしてください。

※当日の説明者は3人以内（本業務を担当する者を必ず含む）とします。

10 事業者選定

(1) 選定・審査方法

選定方法は総合的に評価するものとし、藤沢市子どもの学習・生活支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という）の委員が、審査基準（表1）に基づき、提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等について審査し点数化します。ただし、審査基準（表1）に記載されている審査項目2（1）、審査項目5（1）（2）、審査項目8（1）については事務局審査とし、あらかじめ評価及び採点を行います。この結果を藤沢市子どもの学習・生活支援事業審査要領に基づき、優先交渉権者を選定します。

※北部地区、東部地区及び西部地区に複数参加表明をした場合、1事業者につき2地区を上限として、優先順位に従い優先交渉権者として選定します。

※総合評価点は参加表明者ごとに合計点のみ公開します。また、参加表明者は優先交渉権者及び第2位優先交渉権者のみ公開します。

(2) 選定結果通知

最終選定結果については、結果のいかんにかかわらず、参加表明書記載の所在地あてに、2026年（令和8年）2月19日（木）までに結果通知書を発送します。

(表1) 審査基準

審査項目	審査の視点
1. 法人の適格性	(1) 法人概要 (2) 包括的な支援体制の構築に対する方針
2. 事業実績	(1) 同種事業の実績
3. 事業の基本方針	(1) 学習支援事業に対する基本方針、事業計画 (2) 事業開始までのスケジュールの計画性
4. 実施方法	(1) 学習支援に対する基本方針、事業計画 (2) 進学支援に対する基本方針、事業計画

	(3) 修学支援に対する基本方針、事業計画 (4) 登校等支援に対する基本方針、事業計画(※) (5) 保護者の理解促進の相談体制 (※) (6) 関係機関との連携の仕方
5. 職員等配置体制	(1) 職員体制 (2) 学習支援相談員の資格 (3) 職員等の指導・研修等の実施体制
6. 施設整備運営概要	(1) 開所日数、開所時間の適切な設定 (2) 実施場所の立地条件や設備について
7. 利用者ニーズの把握	(1) 利用者への周知・啓発の方法 (2) 利用者の意見聴取・反映の仕方 (3) 地域特性の把握状況
8. 価格	(1) 価格の競争性
9. その他	(1) 自由提案

※御所見地区については、4. 実施方法 (4) 及び (5) は除きます。

1 1 契約の締結について

優先交渉権者として決定された者は、協議調整の後、仕様が条件を満たしていると確認した場合、藤沢市契約規則等に従い、藤沢市子どもの学習・生活支援事業業務委託に係る契約を本市と締結するものとします。

(1) 契約期間

2026年(令和8年)4月1日から2027年(令和9年)3月31日まで

※本契約期間の受託者による実績が良好である場合、当該受託者との間で、2031年(令和13年)3月31日まで、年度ごとの更新による随意契約を行う可能性があります。

(2) 仕様の決定

仕様は、選定結果通知後、優先交渉権者と仕様の調整をした上で決定します。なお、仕様の調整が不調となった場合は、次点の事業者と調整を行います。

1 2 提案資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 「2 応募資格」に規定する要件を満たさなくなったとき
- (2) 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載があるとき
- (3) 見積額が上限額を超えるとき
- (4) 所定の日時及び場所に提出物を提出しないとき

- (5) 他の代表者を兼ねて提案したとき
- (6) 提案に関して談合等の不正行為があったとき、又はそれが疑われるとき
- (7) 人員配置計画に記載した配置予定者を、契約締結までに確保できなかったとき
- (8) その他、藤沢市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき

1 3 その他特記事項

- (1) 参加表明後に表明を取り下げる場合は、参加表明取下げ書（任意様式）を提出してください。
- (2) 本事業のプロポーザルに係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 提出された企画提案書の著作権は、提案の採否にかかわらず、企画提案書を提出した事業者に帰属します。ただし、本市が公表等に必要と判断した場合は無償で使用及び修正する権利を持つものとし、企画提案書を提出した事業者は著作権人格権を主張し得ないものとします。なお、提出書類は本業務以外の目的で使用することはありませんが、企画提案書は「藤沢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報に該当するものには、その旨を明記し、該当する部分を明らかにしてください。
- (5) 参加表明者は、委託事業者決定後において、この実施要領の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (6) 本事業は、令和8年度予算が藤沢市議会において議決されることを前提としています。予算が議決されず、成立しなかった場合は、本プロポーザルは無効となる場合があります。

以上